

◆◆◆欧州知的財産ニュース◆◆◆

2007年5～6月号 (Vol.19)

2007年6月29日

JETRO デュッセルドルフセンター

目次

(記事の閲覧には pdf ファイルの「しおり」もご利用ください。

ジェトロ・ウェブサイトの欧州の知財ページも併せてご利用ください。

<http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/>

《特許》

- ・ ドイツ連邦特許裁判所によるES 細胞特許の一部無効判決
- ・ FICPI, AIPLA, 特許の質に関する会議を共催
- ・ ドイツ産業連盟会長, G8 サミットでの特許制度調和へ向けた決意を評価
- ・ ノルウェー, EPCに加盟, 全加盟国33カ国へ
- ・ ドイツ経済技術省, 「特許保護とイノベーション」レポート公表
- ・ ドイツ連邦司法省, 特許訴訟制度に関する会議を開催

《意匠・商標》

なし

《模倣品・海賊版対策》

- ・ 欧州委員会, EU税関水際における模倣品・海賊版差止実績2006を公表
- ・ 日EU 税関協力暫定合意

《特許情報・電子出願》

- ・ スペイン特許商標庁, 2006年の年報を公表
- ・ EPO, 2006年の年報を公表
- ・ ハンガリー特許庁, 2006年の年報を公表
- ・ スロバキア産業財産庁, 2006年の年報を公表

《その他》

- ・ EU-米サミット 知財問題への取組について
- ・ 英国知的財産庁, 知的財産に対する意識調査結果を公表

欧州知的財産ニュースは, JETROテュッセルドルフセンター-産業財産権調査員(北村・中野)により作成されたものです。配信又は配信中止のご希望, 内容に関するお問い合わせ, ご意見・ご希望は, patent_tcd@jetro.go.jp までお知らせ下さい。

Copyright(C)2007JETROテュッセルドルフセンター-(北村・中野)All rights reserved.

本メールの掲載内容を許可なく転載すること, 配信された電子メールの第三者への転送, Webサイトへアップすることは固く禁じます。なお, 掲載するニュースの記載内容については, 正確性を十分に期しておりますが, 記載の内容に起因する損害や不利益等が生じても責任は負いかねますので, 予めご了承下さい。

《特許》

・ドイツ連邦特許裁判所によるES細胞特許の一部無効判決

2006年12月、胚性幹細胞（ES細胞）を用いた神経前駆細胞に関する特許について、ドイツ連邦特許裁判所は、ヒト由来のES細胞に係る部分についての一部無効を言い渡した。2007年4月、その判決全文が公開され、判決の詳細が明らかになったので、概要以下に記す。

1. 経緯

1997年12月19日 ボン大学教授オリバー氏が、ドイツ特許商標庁へ出願

1999年4月29日 特許査定（特許公報掲載；特許番号 DE 197 56 864 C1）

その後、環境保護団体グリーンピースが、連邦特許裁判所へ特許無効申立て*

2006年12月5日 連邦特許裁判所による特許一部無効判決

2007年4月上旬 判決文公表

判決文公表から1月以内に連邦通常裁判所（＝最高裁判所）へ上告可能
上告の事実については現時点では未確認

（*注、ドイツでは、特許無効の申立ては特許商標庁ではなく、連邦特許裁判所へ行う。
連邦特許裁判所の判決に不服の場合には、最終審たる連邦通常裁判所（最高裁判所）へ上告可能。）

2. 特許の内容

ドイツ特許 DE 197 56 864 C1

「ES細胞から分離精製された、神経前駆細胞、その生産方法、利用方法」

（細胞の由来についてはヒトを除外していない。特許請求の範囲の記載は別紙参照。）

3. 連邦特許裁判所の判断

<主文>

◆本件特許は、ヒト胚から精製されたES細胞に関する部分については、請求を認め、一部無効とする。

（ただし、ES細胞が胚芽細胞から得られる場合には、胚の破壊を必要とせずにES細胞が得られるため、公序良俗には違反せず、特許性があると認める。）

<理由>

◆ヒト胚の利用を禁じた特許法改正条文の遡及適用

特許法第2条第2項第3号では、ヒト胚の工業又は商業目的での利用を禁じている。当該条項は、本件特許の出願日後の、2005年1月21日付け「バイオ特許法」による特許法改正によって新規に追加されたものである。原則、特許の無効理由は、特許査定時に有効な法律が適用されるが、公序良俗違反の無効理由は、「特許そのもの」に基づくのではなく、特許の「利用」に基づくものであるから、上記の原則は当てはまらない。特許の有効無効の判断時点において当該発明が公序良俗違反であれば、既に認可された特許も存続してはならない。国家機関たる特許商標庁及び連邦特許裁判所は、公序良俗違反の発明を絶対に特許してはならない。

◆特許法改正条文が遡及適用しないと仮定した場合の判断

本件特許査定時に有効であった、特許法第2条第1号の規定（＝公序良俗違反の一般規定）を解釈するに際し、特許商標庁は、1990年12月13日付けの「胚保護法」及び（国内法化されてはいなかったが）EUバイオ指令を考慮すべきであった。「胚保護法」及び「EUバイオ指令」におけるヒト胚利用の禁止基準は、バイオ特許法により追加された特許法第2条第2項第1号～4号とほぼ同じものであるから、本件特許査定の時点と今日の無効判決の時点では何ら法的状況は変わっていない（＝したがって、改正前の特許法に照らしても、権利付与されるべきものではなかった）。

◆請求項の記載の解釈

本件明細書に寄れば、本件発明である神経前駆細胞の製造のためには、それがヒトの神経前駆細胞である場合には、ヒト胚の利用が必要不可欠とされる。しかし、ヒト胚の胚盤胞からES細胞を取り出す際、ヒト胚は必然的に破壊される。被告（特許権者）は、請求項1, 2, 16に係る特許は「ES細胞」だけを構成要件とし、ヒト胚からES細胞を取り出すという「ヒト胚自体の利用」を構成要件とはしていないので、特許法第2条第2項第3号というヒト胚の工業又は商業目的での利用に該当しない旨主張している。しかし、ヒト胚の利用の解釈を請求項の記載だけから判断しその発明全体の内容を考慮しないことは、当該条項の適切な解釈とは言えない。

胚保護法においても、ヒト胚の利用を全面的に禁止しており、これに照らせば、直接ヒト胚を対象とした発明と、本件発明のようにヒト胚を前駆段階で用いる発明との区別は禁じられていると解するべきである。さもなくば、立法者が意図したヒト胚の尊厳の保護が迂回されることとなってしまう。

さらに、EUバイオ指令における不特許発明の規定ぶりとして、当初の「ヒト胚を用いる方法」が「工業又は商業目的でのヒト胚の利用」と変更された理由は、本件については特許の枠内で考えるのではなく、まずはヒト胚の商業的概念を道徳的に非難すべき行為として表現したものである。

◆「幹細胞法」を参酌した特許法の判断

2002年6月28日付の「幹細胞法」によれば、ヒトES細胞はヒト胚そのものではないが、その精製のためには胚を消費しなければならないことから、ヒトES細胞の輸入と利用は原則禁止され、非常に厳しい条件の下で高度の研究目的にのみ許可されている。これに照らせば、ヒト胚とそれから精製されるヒトES細胞は分離できない関係にあるから、特許法第2条第2項第3号の「ヒト胚の工業又は商業目的の利用禁止」は、「ヒト胚」のみならず、「ヒト胚に由来するヒトES細胞」についてもその利用が禁止されていると解すべきである。

◆ドイツ基本法（＝憲法）を参酌した判断

幹細胞法で原則禁止されている幹細胞の輸入と利用は、2002年1月1日より前に精製された幹細胞については、同法の適用除外としている。しかしこの規定は、ドイツ基本法において無条件で保証されている「研究の自由」という権利に対し、胚という権利が直接の障害になってはならないとの配慮により設けられた規定である。すなわち、幹細胞法は、胚の消費に係る危険を防止する一方で、研究の自由の基本的権利を厳しい条件で認めているのである。このように、研究の自由はドイツ基本法第5条第3項で無条件で保証されているが、発明の保護と利用はドイツ基本法第14条第1項第2号においてその権利が制限されている点に留意すべきである。幹細胞法で規定された2002年1月1日より前に精製されたES細胞であっても、それはヒト胚を消費して精製された点を忘れてはならず、この点は、発明の保護と利用を考える場合において、研究の場合よりも強く意識されるべきである。

◆EU バイオ指令に基づく判断

EU バイオ指令前文第42項には、「ヒト胚利用への特許付与禁止規定が、ヒト胚の治療・診断目的の発明に影響してはならない」と規定されている。しかし、この規定は、胚の提供者にとって利益があるべきとの趣旨であり、本件特許の請求項22～24記載の治療用途発明は胚の提供者以外の者の利益となるから、当該条項は適用できない。EU バイオ指令前文第42項は特殊なケースについての規定であり、この条項を以てヒト胚の保護の必要性が変更されるものではない。

◆発明への国家援助金との関係

ドイツ教育研究省のプロジェクト援助金規定には「援助金の受取人はプロジェクトの結果公開前に業務用の特許出願を確保すべき」と規定されている。しかし、この規定は、特許法第2条の公序良俗違反に該当する結果特許性がない発明の場合にも適用できるとは認められない。

— 判決全文は、以下参照（ドイツ語） —

<http://juris.bundespategericht.de/cgi-bin/rechtsprechung/document.py?Gericht=bpatg&Art=en&Datum=2006-12&Seite=3&nr=1909&pos=94&anz=101&Blank=1.pdf>

以下、参考情報

<特許請求の範囲の記載> (関連請求項のみ)

【請求項1】 下記的手段により得られる、ES細胞から分離・精製された、初期胚及び非神経細胞を約15%までしか含まないニューロン及びグリア特性を有する前駆細胞

- a) ES細胞より胚様体 (embryoid bodies) への培養
- b) 胚様体の神経性前駆細胞への培養
- c) 神経性前駆細胞の、発育因子を含む血清フリーの培地での増殖
- d) ステップ c) の神経性前駆細胞の、他の発育因子を追加した血清フリーの培地での増殖及び精製された前駆細胞の分離
- e) d) の神経性前駆細胞の、もう一種の発育因子を追加した血清フリーの培地での増殖及び精製されたニューロン及びグリア特性を有する前駆細胞の分離

又は、

- a') ES細胞より胚様体 (embryoid bodies) への培養
- b') 胚様体の神経性前駆細胞への培養
- c') 神経性前駆細胞の、発育因子を含む血清フリーの培地での増殖
- d') ステップ c') の神経性前駆細胞の、もう一種の発育因子を追加した血清フリーの培地での、ニューロン及びグリア特性を有する分化能を持つ神経球への増殖
- e') ステップ d') の神経球の、発育因子を含む血清フリーの培地での、グリア特性を有する前駆細胞から成る細胞性層が形成されるまでの増殖、精製した、グリア特性を有する前駆細胞の分離

【請求項2】～【請求項5】 省略

【請求項6】 胚芽細胞から得られたES細胞である、請求項1から4いずれか1項記載の細胞。

【請求項7】 哺乳動物の細胞から得られたものである、請求項1から4いずれか1項記載の細胞。

【請求項8】 マウス、ラット、ハムスター、ブタ、ウシ、霊長類又はヒトから分離したものである、請求項7記載の細胞。

請求項12は、請求項1のa～eのステップを含む、前駆細胞の生産方法、請求項16は、請求項1のa'～e'のステップを含む、前駆細胞の生産方法。

<参考条文>

◆ドイツ特許法 (Bundespatentgesetz (BPatG)) 2005.1.21 改正版

第2条

- (1) 産業利用が公序良俗に反する発明に対して特許は与えられない。その種の違反は、発明の利用が法律もしくは行政規定によって禁じられているとの事実からしか引き出せないとは限らない。
- (2) 特許が与えられないものとは特に、
 1. ヒトのクローニング方法
 2. ヒトの胚形成期の遺伝子同一性を組み換える方法
 3. ヒト胚の工業又は商業目的の利用
 4. 動物の遺伝子同一性を換える方法で、人間又は動物にとって医学的に重要な価値を持つことなく、当該動物に苦痛を与える方法、及びそのような方法を用いて産出される動物。

第1～3号の適用にあたっては、胚保護法 (Embryonenschutzgesetzes) の関連規定を基準とする。

◆胚保護法 (Embryonenschutzgesetzes (EschG)) 1990.12.13

第1条 生殖技術の不適切な使用

- (1) 以下の行為をした者は、3年以内の懲役又は罰金に処する。
 1. (略)
 2. 卵細胞を提供した女性の妊娠をもたらす以外の目的で卵細胞を人工的に受精させようと試みること(以下略)

第2条 ヒト胚の不適切な使用

- (1) 人体の外で生産された又は子宮への着床の完了前に女性から取り出されたヒト胚を、その保存を目的とせず処理し、引き渡し、入手し又は使用する者は、3年以内の懲役又は罰金に処する。(以下略)

第8条 定義

- (1) この法律の目的において、「胚」とは、細胞核の融合時点から受精し発達し得るヒト卵細胞を意味し、さらに、適切な条件の下で分割され個体へと発達することができるであろう、胚から取り出された全能性細胞をも意味する。(以下略)

◆幹細胞法 (ヒトES細胞の輸入及び使用に関連した胚保護の確保のための法律) (Gesetz zur Sicherstellung des Embryonenschutzes im Zusammenhang mit Einfuhr und Verwendung menschlicher embryonaler Stammzellen (Stammzellgesetz - StZG)) 2002.6.28

第1条 法の目的

人間の尊厳及び生命の権利を尊重及び保護し研究の自由を保証するという国家の義務を勘案し、この法律の目的は以下の通りとする。

1. ES細胞の輸入及び使用を原則禁止すること。

(以下略)

第4条 ES細胞の輸入及び利用

- (1) ES細胞の輸入及び利用は、これを禁ずる。
- (2) 前項の規定にかかわらず、研究を目的としたES細胞の輸入及び利用は、以下の1,2の場合に限り、第6条に規定される条件の下で許容される。

1. 権限を有する当局が以下の要件を認めた場合

a)～c) (略)

2. 他の法律の条項、特に胚保護法の規定が、幹細胞の輸入及び利用を禁止していない場合

- (3) ES細胞がドイツ法体系の主要原則に反して得られたことが明らかなきときは、認可は拒絶される。幹細胞がヒト胚に由来する旨主張ことによって認可が拒絶されてはならない。

第5条 ES細胞を用いた研究

(略)

第6条 認可

(略)

◆EU バイオ指令 (98/44/EC)

前文 42 項

ヒト胚の工業又は商業目的のための利用には特許が付与されるべきではない。ただし、この除外規定が、ヒト胚に適用されかつヒト胚にとって有用な治療・診断を目的とした発明に影響してはならない。

◆ドイツ基本法 (=憲法)

第1条 人間の尊厳、基本権による国家権力の拘束

- (1) 人間の尊厳は、これを侵してはならない。これを尊重し保護することは、すべての国家権力の義務である。

第5条 思想の自由

- (3) 芸術及び学問、研究並びに教育は、自由である。教育の自由は、憲法に対する忠誠を免除するものではない。

第14条 所有権、相続権、公用収用

- (2) 所有権は、義務をとまなう。その行使は、同時に公共の福祉に役立つものでなければな

らない。

・ FICPI, AIPLA, 特許の質に関する会議を共催

産業財産権代理人国際連盟（FICPI: Fédération Internationale des Conseils en Propriété Industrielle）及び米国知的財産法律家協会（AIPLA: American Intellectual Property Law Association）は、6月8～9日、オランダ・アムステルダムにおいて、特許の質に関する会議を共催した。FICPIは、欧州を中心とした世界の開業特許弁護士・弁理士の団体。AIPLAは、米国特許弁護士の団体。

本会議には、ブリムロー欧州特許庁（EPO）次期長官、フィルポット EPO 質管理部長、エイデン EPO バイオテクノロジー部長、守屋日本国特許庁（JPO）特許技監、ドール米国特許商標庁（USPTO）特許局長、カーマン加知的財産庁（CIPO）長官、ヒース知的財産(IP) オーストラリア長官、ハンティントン FICPI 会長、サファー AIPLA 会長、マーサー対欧州特許庁代理人協会（epi : Institute of Professional Representatives before the European Patent Office）会長、アドラー米国知的財産権者協会（IPO: Intellectual Property Owners Association）会長などの高位の特許関係者を含め、欧米の特許関係者を中心に約 80 名が参加した（日本知的財産協会、日本弁理士会、コロンビア、ブラジル、韓国、メキシコ、世界知的所有権機関（WIPO）からも参加があった。）。

会議は、以下のテーマに沿って進められた。

1. 出願人又は弁理士によりもたらされる特許出願の欠陥と問題

三極（日米欧）特許庁（EPO, JPO, USPTO）が講演。多数見られる出願の問題点（特許要件、記載要件を満たさない場合）を指摘しつつ、出願人の留意すべき点を講演。特に、EPO からは、明細書は明確・簡潔に記載することが重要と発表。

2. 出願人が直面する審査の問題

三極の出願人が、三極特許庁の審査の問題点について講演。特に、EPO の問題点としては、調査報告作成の期限が守れていない点、審査が終了するまでが長い点、口頭審理の脅威、EPO 審判部の決定は欧州各国の裁判所への拘束力がない点を発表。

3. 審査手続の質とは何か

出願人、弁理士、EPO のそれぞれの視点から講演。低いコストで最大の権利範囲を取得できることが重要、全ての論点をオープンにすることが重要、庁内で一致した基準で審査することが必要と発表。

4. 特許協力条約（PCT）の質と適時性

三極特許庁、弁理士、WIPO のそれぞれの視点から講演。三極特許庁からは、PCT のサーチレポートの質の管理について講演があり、特に EPO は、PCT 国際調査及び国際予備審

査ガイドライン 21 章（共通の品質枠組み）に基づいた質管理を行っており、そのためのサンプリング手法などを発表。

5. 特許の質とは何か

出願人、投資ベンチャー、裁判関係者のそれぞれの視点から講演。特許の有効性の予測可能性があることが重要、経済価値としては詳細な説明の量が多いほうがよい、各国の裁判において特許性の要件の判断が一致していない現状があると発表。

6. 適切な発明の保護において出願人が直面する問題

出願人の視点から講演。三極における出願様式統一の検討状況、権利行使するためには、明細書を明確に記載しておくことが重要である点、バイオテクノロジーの特許の現状について発表。

7. 小規模特許庁の役割の定義

スウェーデン特許庁、英国知的財産庁、IP オーストラリアが講演。規模が小さいことから、政策決断のスピードが速い利点がある一方、審査官一人当たりの担当技術分野が広くなり、審査官が専門的になりにくい問題点があると発表。

8. 質の促進と出願件数増加の管理

三極特許庁及び韓国知的財産庁（KIPO）が講演。審査官の増員、審査の質の担保の手法などについて発表。特に EPO は、2005 年の組織改変により、質管理の部署を統合し、2007 年 4 月 1 日に、全体の質管理を補完する意味で、クラスター（14 の技術分野に分かれている）ごとの質管理システムを導入したことを発表。

また、1 日目の昼に、ブルムロー EPO 次期長官のスピーチがなされた。概要は以下のとおり。

特許の質は重要。特許の質に関して、以下の点を考慮すべき。

- ① 各国の品質管理システムをしっかりとしたものにするべき。
- ② 新たな技術については、各特許庁が情報と経験をシェアすることにより協力し、統一した基準で審査できるようにすべき。
- ③ 多くの滞貨は特許までの期間を長期化し、結局は質の高さを不明確とする。したがって、滞貨を減らすことも重要。サーチ・審査結果の利用は、滞貨の軽減につながる。
- ④ 知財保護について「Techno-skeptics」とでも言うべきネガティブな動きがある。例えば、特許権はアフリカの病人を助けることを妨げている等。この動きに留意していく必要がある。他方、日本では知財立国との政策が成功している。我々はもっと知財について広く PR していく必要がある。

・ドイツ産業連盟会長、G8 サミットでの特許制度調和へ向けた決意を評価

ドイツ産業連盟（BDI）のトゥーマン会長は、6月8日付け文書で、ドイツ・ハイリゲン

ダムで開催された G8 サミットについて、ドイツ経済と世界経済へのポジティブなメッセージであったと評価し、特に同サミットにおいて採択された特許制度調和へ向けての決意について歓迎の意を表明した。トゥーマン氏は、特許制度調和へ向けての決意は、イノベーションは経済成長と雇用創出のエンジンであるというシグナルを国際企業に発出すると共に、中小企業のイノベーションをリーズナブルなコストで世界的に保護することとなると強調した。

さらに、トゥーマン会長は、模倣品・海賊版との闘いのためには、各国経済界と各国政府とが緊密に協力する必要があるとし、新興国及び途上国との対話と税関協力を向上させるとする G8 のメッセージを歓迎するとも述べた。

(参考1)「ドイツ産業連盟」(BDI: Bundesverband der Deutschen Industrie e.V.)

ドイツ最大の産業団体。あらゆる分野にわたる 36 の業界団体の連合体であり、10 万社を超える企業、800 万人の声を代弁する組織。本部ベルリン。東京にも支部あり。

http://www.bdi-online.de/en/index_en.htm

(参考2) G8 採択文書「世界経済における成長と責任」中、特許制度調和の箇所の抜粋
「34. 十分に機能する知的財産権制度は、イノベーションの促進を通じた世界経済の持続可能な発展にとって不可欠な要素である。我々は、世界規模での特許権の取得と保護を改善するため、国際的な特許制度の合理化と調和の重要性を認識する。」

なお、対話と税関協力についてはパラ 39 に記載 (下記 URL 参照)。

ー ドイツ産業連盟のプレスリリース (ドイツ語) は、こちら参照 ー

ー 採択文書は、以下参照 (日本語仮訳、特にパラ34～39参照) ー

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/summit/heiligendamm07/pdfs/g8_s_ss.pdf

・ノルウェー、EPCに加盟、全加盟国33カ国へ

ノルウェー議会は、6月11日、欧州特許条約 (EPC: European Patent Convention) への批准を採択した。ノルウェー政府は、10月に EPC 批准書をドイツ政府へ寄託する予定。2008年1月1日より、EPC はノルウェーにおいて発効し、EPC 加盟国は 33 カ国となる。EPC の加盟国拡大は 2007年3月1日のマルタ加入に続くもの。

ノルウェーは、EPC に関する 1973年ミュンヘン外交会議において参加・署名した国のうち、今まで唯一 EPC に加盟していなかった国。なお、ノルウェーは、欧州連合 (EU) には未加盟。

(参考) EPC 加盟国 (2008年1月以降)

オーストリア, ベルギー, ブルガリア, キプロス, チェコ, デンマーク, エストニア, フィンランド, フランス, ドイツ, ギリシア, ハンガリー, アイスランド, アイルランド, イタリア, ラトビア, リヒテンシュタイン, リトアニア, ルクセンブルク, マルタ, モナコ, オランダ, ノルウェー, ポーランド, ポルトガル, ルーマニア, スロバキア, スロベニア, スペイン, スウェーデン, スイス, トルコ, 英国 (アルファベット順)

— EPO のプレスリリースについては, 以下参照 —

<http://www.epo.org/focus/news/2007/070613.html>

・ドイツ経済技術省, 「特許保護とイノベーション」レポート公表

ドイツ経済技術省は, 5月31日, 「特許保護とイノベーション (Patentschutz und Innovation)」と題するレポートを公表した。経済技術省の諮問委員会が数回にわたり議論を行い (最終は3月末), その結果を取りまとめたもの。ポイント以下の通り。

- ◆ 1980年代以降, ドイツにおいて特許出願件数が増加し, 投資回収のための濫用手段と化しており, イノベーションのブレーキとなっている。
- ◆ その一因として, 一つの製品について多数の特許を出願する「特許の藪 (patent thicket)」と称される米国型出願がなされていることが挙げられる。
- ◆ このような瑣末な特許を防止するための一案として, 特許付与すれば EPO 及び加盟国に特許料収入がもたらされるという EPO ガバナンスの構造を変革する必要がある, 出願を拒絶するためのインセンティブも必要ではないか。
- ◆ 欧州の特許当局が現在保っている品質は米国のそれより優れており, 今後もその品質を高めなければならない。米国並みの低品質の特許が付与されると, イノベーションを妨げこそすれ向上させることにはならない。

(なお, ドイツでは, 特許商標庁は経済技術省ではなく司法省に属している。今回の経済技術省のレポートによる上記見解は, 特許商標庁も含めた政府統一見解という訳ではない。)

— ドイツ連邦経済省のプレスリリース (ドイツ語) は, 以下参照 —

<http://www.bmwi.de/BMWi/Navigation/Presse/pressemitteilungen.did=205080.html>

— レポート全文 (ドイツ語) は, 以下参照 —

<http://www.bmwi.de/BMWi/Redaktion/PDF/G/gutachten-des-wissenschaftlichen-beirats-patentschutz-und-innovation.property=pdf.bereich=bmwi.sprache=de.rwb=true.pdf>

・ドイツ連邦司法省，特許訴訟制度に関する会議を開催

ドイツ連邦司法省は、6月25～26日、ドイツ・ミュンヘンにて、特許訴訟制度に関する会議(The Future of the Patent Jurisdiction in Europe)を開催した。この会議は、今年前半のEU議長国を務めるドイツ連邦政府が公表した議長国プログラムにおいて、開催が予定されていたものであり、3月にベルリンで開催された特許に関する会議に続くもの。この会議には、ドイツ政府、裁判所及び欧州国際機関の高官、欧州各国関係者、産業界、特許弁護士、NGO等、約260名が参加しており、ドイツ政府の特許訴訟制度政策への関心の高さ、議長国としての威信が表れている。

会議は、ルッツ・ドイツ連邦特許裁判所長官の司会により、講演の部とパネルディスカッションの部が行われた。

講演の部においては、ツイプリーズ・ドイツ連邦司法大臣の講演、欧州各国裁判官・産業界・特許弁護士の視点からの欧州特許制度についての講演、欧州委員会及び欧州特許機構(EPO)の欧州特許制度に関する政策についての講演、日米中の裁判官による日米中裁判制度に関する講演が行われた。

この講演の中で、ツイプリーズ・ドイツ連邦司法大臣は、欧州の国際競争力を高めるため、コスト対効果の高い、効率的な、安定した、迅速な裁判制度が必要であること、4月に欧州委員会が公表したコミュニケーションの内容をもっと具体的なものにしていく必要があること、ドイツが議長国の間に特許制度に関する前提条件を抽出したので、次の議長国であるポルトガルで議論が更に前進することを期待すると講演した。

パネルディスカッションの部においては、欧州各国裁判官、欧州委員会、欧州特許庁(EPO)、産業界、特許弁護士をパネリストとし、欧州特許裁判制度の将来について議論がなされた。行政側からは、EU内では、共同体特許に賛成のグループと、欧州特許訴訟協定(EPLA)に賛成のグループに分かれているが、何とか両者が歩み寄り、妥協案を探るべきとの意見が出された。また、産業界からは約40年も議論していることであり、早く結論を出すべきとの意見が出された。

このパネルディスカッションの中で、フランス知的財産庁(INPI)のバティスティリ長官から、フランスのサルコジ新政権において、ロンドン・アグリーメントはすぐに批准されるであろうとする発言がなされたことは、注目に値する。

－ ツィプリーズ・ドイツ連邦司法大臣のスピーチ概要は、以下参照 －

http://www.bmj.bund.de/enid/03f6725dca53ffd991004853deda57ad.65ad00706d635f6964092d0934353330093a0979656172092d0932303037093a096d6f6e7468092d093036093a095f7472636964092d0934353330/Press_Releases_and_Speeches/Press_Releases_zg.html

－ ロンドン・アグリーメントについては、欧州知的財産ニュース 2006年8～10月号 (Vol.15) 14～16ページ参照 －

http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news_015.pdf

《 模 倣 品 ・ 海 賊 版 対 策 》

・ 欧州委員会、EU税関水際における模倣品・海賊版差止実績2006を公表

欧州委員会は、5月31日、EU税関水際における模倣品・海賊版差止実績2006 (Summary of Community Customs Activities on Counterfeit and Piracy Result at the European Border - 2006) を公表した。プレスリリースには、「模倣品は、我々の健康、安全及び経済にとって引き続き危険な脅威である。」とのコバーチ (Kovács László) 税制・関税同盟総局 (Taxation and Customs Union) 担当委員のコメントが掲載されている。

差止実績の主な内容は、以下のとおり。

- ・ 差止点数は2億5000万点を超え、2005年の約7600万点に比べ、約230%増加。
- ・ 差止件数は36,486件であり、2005年の26,704件に比べ、約40%増加。
- ・ 差止点数の仕出国別は、中国(約86%)、マレーシア(約4%)、アラブ首長国連邦(UAE)(約2%)の順。中国の割合が突出している。
- ・ 差止点数の種類別は、たばこ(約1億5700万点)、衣類・アクセサリ(約3000万点)、CD・DVD等(約2300万点)、電化製品(約1200万点)の順。たばこの割合が60%超。
- ・ たばこ以外の差止点数は、2005年に比べ、2倍以上となっており、模倣品・海賊版の多様化を示している。
- ・ 医薬の差止点数は約270万点であり、2005年の約50万点に比べ、顕著な増加。差止点数の仕出国別は、インド(約31%)、UAE(約31%)、中国(約20%)の順。
- ・ 差止点数の差止国別は、ドイツ(約1億4200万点)、ギリシャ(約2600万点)、スロベニア(約2200万点)、ベルギー(約1800万点)の順。ドイツの割合が50%超。
- ・ 1件当たりでの点数が少ない場合が増加。インターネット販売の急増により、模倣品・海賊版が、空輸(約54%)及び郵便(約23%)によってより多く運送されている事実

と関連している。

- ・ 差止点数の違反権利別は、商標権（約 87%）、特許権等（約 12%）と続き、意匠権又は著作権の割合は各々 1%未満。

— 欧州委員会のプレスリリースは、以下参照 —

<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/07/735&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en>

— EU税関水際における模倣品・海賊版差止実績2006は、以下参照 —

http://ec.europa.eu/taxation_customs/resources/documents/customs/customs_controls/counterfeit_piracy/statistics/counterf_comm_2006_en.pdf

・ 日EU 税関協力暫定合意

欧州委員会は、6月5日、ベルリンで開催された日EU首脳会談においてなされた税関協力の暫定合意（initialling）に対する歓迎の意を表明した。この合意は、税関手続きの調和及び簡素化を目的としたもので、EUは既に米国、カナダ、韓国、香港、中国、インドといった主要国とは合意に達している。今後、EUと日本は正式合意に向けた必要な措置を取ることとなる。

日本は、EUからの輸出総額の4.1%を占め、米、スイス、ロシア、中国に次いで第5位。また、EUへの輸入総額の6.2%を占め、米、ロシア、中国に次いで第4位。税制・関税同盟総局のコヴァチ委員は、「不正行為への対処及び知的財産権保護の向上のため、日本との税関協力強化は不可欠。」と述べている。

— 欧州委員会のプレスリリースは、以下参照 —

<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/07/762&format=HTML&aged=0&language=en&guiLanguage=en>

— 日EU首脳会談の共同プレスステートメントは、以下参照（税関協力については第6頁パラ16に記載） —

http://www.eu2007.de/en/News/download_docs/Juni/0506-RAA1/010Statement.pdf

— EUが諸外国と結んでいる税関協定の概要については、以下参照 —

http://ec.europa.eu/taxation_customs/customs/policy_issues/international_customs_agreements/index_en.htm

《特許情報・電子出願》

・スペイン特許商標庁, 2006年の年報を公表

スペイン特許商標庁は, 2006年の年報 (report on the activities 2006) を公表した。

主な内容は以下のとおり。

- ・ 特許出願件数 (PCT, EPO 出願は除く。) は 3,352 件 (2005 年は 3,252 件。)。年々, 増加傾向にある。
- ・ 実用新案出願件数は 2,814 件 (2005 年は 2,853 件。)。年々, 減少傾向にある。
- ・ 意匠出願件数は 1,588 件 (2005 年は 1,890 件。)。1 出願当たり平均 7.3 個の独立した意匠を有しているため, 11,592 件の意匠が出願されたといえる。
- ・ 商標出願件数は 58,643 件 (2005 年は 56,414 件。)。年々, 増加傾向にある。

— スペイン特許商標庁が公表した 2006 年の年報は, こちら参照 —

・ EPO, 2006 年の年報を公表

EPO は 6 月 18 日, 2006 年年報を公表した。

1. 出願件数

◆総出願件数 208,502 件 (前年比+7.7%増)

- ・ EPO は下記(1)～(3)を算出しており, 上記総出願件数は(1)と(2)の和として公表。すなわち, 域内移行していない PCT 出願も含む点に注意。
- ・ 日本でいう「総出願件数」に近いのは, 下記(1)と(3)の和である 135,183 件。国別, 出願人別統計における総出願件数はこの数値がベース。

(1)Euro-direct 件数 (PCT ルートでなく EPO へ直接出願した件数) : 61,002 件

(2)Euro-PCT 国際段階件数 (PCT 出願国際段階受理件数) : 147,500 件

(3)Euro-PCT 域内段階件数 (PCT 出願域内段階移行件数) : 74,181 件

◆欧州内からの出願件数

1 位 : ドイツ 24,867 件 (総出願件数の 18.4%, 前年比+1,078 件)

2 位 : フランス 8,010 件 (総出願件数の 5.9%, 前年比-24 件)

3 位 : オランダ 7,327 件 (総出願件数の 5.4%, 前年比-472 件)

ドイツの急増, オランダの急減が目立つ。

◆欧州外からの出願件数

- 1位：米国 34,794件（総出願件数の25.7%，前年比+2,056件）
 2位：日本 22,144件（総出願件数の16.4%，前年比+683件）
 3位：韓国 4,595件（総出願件数の3.4%，前年比+742件）
 米国，日本，韓国，中国（720件，前年比+181件）の増加が目立つ。

◆出願人別

- | | | | |
|--------------|--------|----------------|--------|
| 1位：フィリップス（蘭） | 4,425件 | 6位：LG電子（韓） | 1,214件 |
| 2位：三星電子（韓） | 2,355件 | 7位：ボッシュ（独） | 1,093件 |
| 3位：シーメンス（独） | 2,319件 | 8位：ソニー（日） | 1,088件 |
| 4位：松下電器産業（日） | 1,529件 | 9位：ノキア（フィンランド） | 882件 |
| 5位：BASF（独） | 1,459件 | 10位：GE（米） | 768件 |
- 11位以下の日本企業は，日立製作所（11位，747件），三菱電機（12位，740件），富士通（13位，644件），セイコーエプソン（20位，513件），キヤノン（24位，485件）。

2. 処理件数

- ◆サーチ件数（含；国際調査） 163,573件（前年比 +0.3%）
 ◆審査件数 83,067件（前年比 -1.1%）

3. 特許登録件数

- ◆総登録件数 62,780件（前年比+17.9%）
 ◆欧州内の出願人による登録件数
 1位 ドイツ 14,274件（総登録件数の22.7%，前年比+1,775件）
 2位 フランス 4,498件（総登録件数の7.2%，前年比 +785件）
 3位 イタリア 2,317件（総登録件数の3.7%，前年比 +449件）
 ◆欧州外の出願人による登録件数
 1位 米国 14,834件（総登録件数の23.6%，前年比+1,827件）
 2位 日本 12,044件（総登録件数の19.9%，前年比+2,498件）
 3位 カナダ 789件（総登録件数の1.3%，前年比 +156件）

4. その他

- ◆早期審査請求件数 4,480件（前年：4,210件）
 ◆審判請求件数 1,967件（前年：1,625件）
 ◆総職員数 6,319人（前年：6,118人）
 ◆オンライン出願率 Euro-direct の約3分の1（前年比4割増），Euro-PCT の約半数
 ◆特許査定までの平均要処理期間 44ヶ月
 ◆滞貨 35万件

◆電子的検索可能な文献数 新たに400万件追加, 総文献数は5,700万件

JPO, USPTOとの協力関係については, 特許の品質, 実務の調和, 結果の相互利用の進展に注力しつつ, さらに強く戦略的焦点を当てる (more strongly strategic focus for cooperation) としている。

— EPOのプレスリリースは, 以下参照 —

<http://www.epo.org/about-us/press/releases/archive/2007/20070618.html>

— 2006年年報全文は, 以下参照 —

<http://www.epo.org/about-us/office/annual-reports/2006.html>

・ハンガリー特許庁, 2006年の年報を公表

ハンガリー特許庁は, 5月, 2006年年報を公表した。

— 2006年年報全文は, 以下参照 —

http://www.hpo.hu/kiadv/ingy_magy/evjel2006.pdf

・スロバキア産業財産庁, 2006年の年報を公表

スロバキア産業財産庁は, 5月, 2006年年報を公表した。

— 2006年年報全文は, 以下参照 —

http://www.indprop.gov.sk/pdf/r_2006.pdf

◀その他▶

・EU-米サミット 知財問題への取組について

EU議長国ドイツのメルケル首相とバローゾEU委員長は, 4月30日, ワシントンDCでブッシュ米大統領と会談し, EU-米サミットの声明文を採択した。声明文は下記6章, 49頁からなる。

第1章 序

第2章 大西洋横断経済統合枠組み (付属文書1～7)

第3章 平和、人権、民主主義の世界的促進

第4章 エネルギーの安全性、効率性、及び気候変動に関する文書

第5章 経済プログレスレポート

第6章 政治プログレスレポート

声明文中、知財に関する言及は以下の通り。

◆ 大西洋横断経済統合枠組み 付属文書2 –優先度の高いプロジェクト–

<知的財産権>

知的財産権を侵害している又は侵害の疑いのある製品に関する情報交換、税関職員の交流、及び共同技術援助／エンフォースメントミッションの組織の進展、並びに、異なった特許の枠組みの調和促進

(知財以外の項目は、「安全な取引」、「財政市場」、「イノベーションと技術」及び「投資」)

◆ 大西洋横断経済統合枠組み 付属文書3 –知的財産権–

知的財産権の認識及びエンフォースメント向上のため、以下を決意

- A. イノベーション、雇用及び競争力促進のため、世界レベルでの特許制度の効率性・有効性向上に協力し、異なった特許の枠組みの調和を促進すること
- B. 特に以下の点に注意を払い、EU-米 知的財産権エンフォースメントに関する行動戦略を実施すること
 - a) WTO・TRIPS 理事会におけるエンフォースメントの議論継続
 - b) 侵害品に関する情報交換を含む税関協力強化
 - c) 中国及びロシアにおける知的財産権保護とエンフォースメントに向けた共同取組及び、知財ネットワークの拡大を含む、アジア、ラ米、中東への協力増進
 - d) ワークショップ、セミナー等を含む、アジア、ラ米への共同技術援助拡大
 - e) 反模倣品・海賊版教育、公衆アウェアネスについての官民の調整／協力の進展

◆ 経済プログレスレポート

知的財産権の項目として、2006年のEU-米サミットで合意した「知的財産権エンフォースメントに関する行動戦略」のフォローアップとして、税関協力、第三国への技術援助、中露への懸念の表明、北京とモスクワにおける代表部の協力、公衆アウェアネス向上取組等を成果として列挙。

さらに、EU-米は、特許制度調和の実現へ向けた協力強化について合意し、「アレキサンドリアプロセス」(＝先進国によるB+グループでの議論)の成功を容易にするため二国間コンタクトの強化について合意し、実体特許制度の調和による特許制度の合理化を目指している。

EU一米の首脳レベルでは、模倣品対策について言及されることはあっても、実務的論点である特許制度調和について言及されることは異例。欧米間で依然として意見の隔たりがあるこの問題について、ハイレベルでのメッセージを発出したことの意味は大きい。

－ 声明文全文は、以下参照 －

http://www.consilium.europa.eu/ueDocs/cms_Data/docs/pressData/en/er/93890.pdf

－ 2006年のEU一米サミットについては、欧州知的財産ニュース2006年7月号（Vol.14）第13頁参照 －

http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news_014.pdf

・ 英国知的財産庁、知的財産に対する意識調査結果を公表

英国知的財産庁は、4月26日、世界知的財産の日に合わせて、2006年の知的財産に対する意識調査結果（UK Intellectual Property Awareness Survey 2006）を公表した。本意識調査は今までで最大規模であり、英国産業界の様々な規模、様々なセクターの企業から、1,700を超える回答が寄せられた。

本意識調査のプレスリリースには、「本意識調査により、大企業は知的財産の保護について大変な知識を有している一方、中小企業は（そのような知識を持ち合わせていないため）彼らの知的財産を取り逃がしていることが明らかになった。中小企業は我々国家の土台であるから、彼らの知的財産が確実に保護されるように留意すべきだ。」との、ウィックス科学・イノベーション大臣のコメントが掲載されている。

本意識調査結果の概要は、以下のとおり。

- ・ 零細企業（従業員 0-9 人）の 11.2%，大企業（250 人以上）の 33%のみが、出願前に公開した発明が特許にならないことを知っていた。
- ・ 新しい事業や新製品の名前を決定する際に、事前調査を何に対して行うかとの質問において、約半数の中小・零細企業は商標の事前調査を行っていなかった。
- ・ 約 8%の企業のみが、知的財産の管理責任者を置いている（大企業は約 57%）。
- ・ 大企業の約 23%は、従業員に対して知的財産の研修を行っている一方、中小、零細企業の割合は 5%にも満たない。
- ・ 知的財産に関するアドバイスを求めたことがある企業の割合は、大企業が 70%を超えるのに対し、零細企業は 20%に過ぎない。

－ 本意識調査結果のプレスリリースは、以下参照 －

<http://www.ipo.gov.uk/press/press-release/press-release-2007/press-release-20070426.htm>

－ 本意識調査結果の全文は、以下参照 －

<http://www.ipo.gov.uk/ipsurvey.pdf>

(以上)